

第89号議案 長崎市公民館条例の一部を改正する条例

<目次>

	(ページ)
1 条例改正の概要 . . . . .	1 ~ 2
2 今後のスケジュール . . . . .	2
3 新旧対照表 . . . . .	3 ~ 11
【参考】各公民館の利用状況 . . . . .	12

教育委員会

令和2年6月



# 1 条例改正の概要

## (1) 改正理由

現在、一部の公民館においては、午前枠、午後枠、夜間枠というように、枠時間単位ごとの利用許可となっている。

利用の実態を見ると規定の枠時間よりも短い時間での利用が見受けられることから、1時間単位での利用許可もできるようにすることで、利用者の実態に応じた費用負担と施設の有効活用を図りたいため。

## (2) 改正の内容

枠時間単位の使用料を、それぞれの枠の時間で除した金額を1時間単位の利用許可とする際の使用料とする。

### 【具体例】南公民館講堂 (235㎡)

午前9時から正午まで 2,095円 → 1時間あたり 2,095円 ÷ 3時間 ≒ 698円  
 午後1時から午後5時まで 2,797円 → 1時間あたり 2,797円 ÷ 4時間 ≒ 699円  
 午後6時から午後9時まで 2,797円 → 1時間あたり 2,797円 ÷ 3時間 ≒ 932円  
 (1円未満切り捨て)

単位：円	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00
【現行】	2,095			※		2,797				※		2,797	
	4,892												
					5,594								
					7,689								
【改正後追加】	1時間あたり 698			※		1時間あたり 699				※		1時間あたり 932	
例1) 9時半から11時半まで利用する場合													
	現行 2,095円 改正後 698円×2時間=1,396円 差額 699円												
例2) 10時から15時まで利用する場合													
	現行 4,892円 (2,095円+2,797円) 改正後 698円×2時間+699円×2時間=2,794円 差額 2,098円												
例3) 12時から16時まで利用する場合													
	現行 698円(※)+2,797円=3,495円 改正後 698円(※)+699円×3時間=2,795円 差額 700円												

※12時から13時まで、17時から18時までについては、長崎市公民館条例施行規則に定める利用時間超過の利用料金による。

(3) 改正対象となる公民館

ア 大型公民館（7館）

西公民館、南公民館、北公民館、滑石公民館、外海公民館、三和公民館、中央公民館（※）

※ただし、中央公民館は第90号議案「長崎市民会館条例の一部を改正する条例」で改正

イ 地区公民館（12館）

戸石地区公民館、日見地区公民館、茂木地区公民館、大浦地区公民館、福田地区公民館、三重地区公民館、野母崎樺島地区公民館、野母地区公民館、黒崎地区公民館、出津地区公民館、川原地区公民館、為石地区公民館

(4) 既に1時間単位での許可としている公民館（4館）

東公民館、香焼公民館、高浜地区公民館、脇岬地区公民館

(5) 施行期日

令和3年4月1日

2 今後のスケジュール

令和2年6月

条例改正（長崎市公民館条例、長崎市民会館条例）

補正予算（北公民館、市民会館にかかる公共施設案内・予約システム改修費）

令和2年7月～12月

公共施設案内・予約システム改修

市民への周知

令和3年2月

公共施設案内・予約システムによる予約受付開始

令和3年4月

条例施行

3 長崎市公民館条例 新旧対照表 (抜粋)

現行	改正後 (案)
<p>○長崎市公民館条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年2月6日 条例第19号</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 公民館の使用料は、別表第1のとおりとする。 2～3 略</p> <p>第12条 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第13条 利用の許可を受けた者(北公民館の利用に係るものに限る。)は、北公民館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金(附属設備の利用に係るものを除く。)は、別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 3～4 略</p> <p>第14条～第24条 略</p> <p>別表第1 (第11条関係)</p>	<p>○長崎市公民館条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年2月6日 条例第19号</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 公民館の使用料は、別表第1のとおりとする。 2～3 略</p> <p>第12条 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第13条 利用の許可を受けた者(北公民館の利用に係るものに限る。)は、北公民館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金(附属設備の利用に係るものを除く。)は、別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 3～4 略</p> <p>第14条～第24条 略</p> <p>別表第1 (第11条関係)</p>

現行

1～3 略

4 長崎市外海公民館使用料

種別	利用時間		利用時間		利用時間	
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
研修室	円 429	円 429	円 534	円 754	円 859	円 1,183
会議室	754	754	859	1,393	1,508	2,158
講堂	963	963	1,079	1,833	1,938	2,797
会議室及び講堂	1,393	1,393	1,508	2,692	2,797	4,096
視聴覚室	534	534	639	963	1,079	1,508

改正後(案)

1～3 略

4 長崎市外海公民館使用料

種別	利用時間		利用時間		利用時間		午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで			
研修室	円 429	円 429	円 534	円 754	円 859	円 1,183	754	859	1,183
	3時間未満の場合	1時間につき 143	4時間未満の場合	1時間につき 107	4時間未満の場合	1時間につき 133			
会議室	754	754	859	1,393	1,508	2,158	1,393	1,508	2,158
	3時間未満の場合	1時間につき 251	4時間未満の場合	1時間につき 188	4時間未満の場合	1時間につき 214			
講堂	963	963	1,079	1,833	1,938	2,797	1,833	1,938	2,797
	3時間未満の場合	1時間につき 321	4時間未満の場合	1時間につき 240	4時間未満の場合	1時間につき 269			
会議室及び講堂	1,393	1,393	1,508	2,692	2,797	4,096	2,692	2,797	4,096
	3時間未満の場合	1時間につき 464	4時間未満の場合	1時間につき 348	4時間未満の場合	1時間につき 377			
視聴覚室	534	534	639	963	1,079	1,508	963	1,079	1,508
	3時間未満の場合	1時間につき 178	4時間未満の場合	1時間につき 133	4時間未満の場合	1時間につき 159			
視聴覚室	534	534	639	963	1,079	1,508	963	1,079	1,508
	3時間未満の場合	1時間につき 178	4時間未満の場合	1時間につき 133	4時間未満の場合	1時間につき 159			

現行							
和室	1	534	534	639	963	1,079	1,508
	2	534	534	639	963	1,079	1,508
	1及び2	859	859	963	1,613	1,718	2,472
調理実習室		754	754	859	1,393	1,508	2,158

改正後(案)										
和室	1	3時間未満の場合	1時間につき 178	4時間未満の場合	1時間につき 133	4時間未満の場合	1時間につき 159	963	1,079	1,508
		3時間の場合	534	4時間の場合	534	4時間の場合	639			
	2	3時間未満の場合	1時間につき 178	4時間未満の場合	1時間につき 133	4時間未満の場合	1時間につき 159	963	1,079	1,508
		3時間の場合	534	4時間の場合	534	4時間の場合	639			
	1及び2	3時間未満の場合	1時間につき 286	4時間未満の場合	1時間につき 214	4時間未満の場合	1時間につき 240	1,613	1,718	2,472
		3時間の場合	859	4時間の場合	859	4時間の場合	963			
調理実習室	3時間未満の場合	1時間につき 251	4時間未満の場合	1時間につき 188	4時間未満の場合	1時間につき 214	1,393	1,508	2,158	
	3時間の場合	754	4時間の場合	754	4時間の場合	859				

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

5 長崎市三和公民館使用料

種別	利用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
会議室	1	円 880	円 1,100	円 1,320
	2	1,100	1,424	1,644

5 長崎市三和公民館使用料

種別	利用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで			
会議室	1	3時間未満の場合	1時間につき 293	4時間未満の場合	1時間につき 275	4時間未満の場合	1時間につき 330
		3時間の場合	880	4時間の場合	1,100	4時間の場合	1,320
	2	3時間未満の場合	1時間につき 366	4時間未満の場合	1時間につき 356	4時間未満の場合	1時間につき 411
		3時間の場合	1,100	4時間の場合	1,424	4時間の場合	1,644

現行				
	3	880	1,100	1,320
	4	880	1,100	1,320
ホール		11,000	16,500	22,000
視聴覚室		2,200	2,744	3,300
和室		880	1,100	1,320

改正後(案)							
	3	3時間未満の場合	1時間につき 293	4時間未満の場合	1時間につき 275	4時間未満の場合	1時間につき 330
		3時間の場合	880	4時間の場合	1,100	4時間の場合	1,320
	4	3時間未満の場合	1時間につき 293	4時間未満の場合	1時間につき 275	4時間未満の場合	1時間につき 330
		3時間の場合	880	4時間の場合	1,100	4時間の場合	1,320
ホール		3時間未満の場合	1時間につき 3,666	4時間未満の場合	1時間につき 4,125	4時間未満の場合	1時間につき 5,500
		3時間の場合	11,000	4時間の場合	16,500	4時間の場合	22,000
視聴覚室		3時間未満の場合	1時間につき 733	4時間未満の場合	1時間につき 686	4時間未満の場合	1時間につき 825
		3時間の場合	2,200	4時間の場合	2,744	4時間の場合	3,300
和室		3時間未満の場合	1時間につき 293	4時間未満の場合	1時間につき 275	4時間未満の場合	1時間につき 330
		3時間の場合	880	4時間の場合	1,100	4時間の場合	1,320

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

6 長崎市川原地区公民館又は長崎市為石地区公民館の使用料

種別	利用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
会議室		円 880	円 1,100	円 1,320
講堂		1,644	2,200	2,744

6 長崎市川原地区公民館又は長崎市為石地区公民館の使用料

種別	利用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
会議室	3時間未満の場合	円 293	円 275	円 330
	3時間の場合	880	1,100	1,320
講堂	3時間未満の場合	548	550	686
	3時間の場合			



現行			
和室	880	1,100	1,320
調理実習室	1,644	2,200	2,744

改正後(案)						
和室	3時間の場合	1,644	4時間の場合	2,200	4時間の場合	2,744
	3時間未満の場合	1時間につき 293	4時間未満の場合	1時間につき 275	4時間未満の場合	1時間につき 330
	3時間の場合	880	4時間の場合	1,100	4時間の場合	1,320
調理実習室	3時間未満の場合	1時間につき 548	4時間未満の場合	1時間につき 550	4時間未満の場合	1時間につき 686
	3時間の場合	1,644	4時間の場合	2,200	4時間の場合	2,744

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

7 前各項に掲げる公民館以外の公民館の使用料

種別	利用時間	利用時間					
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
研修室 又は 会議室	100平方メートル以上	円 1,152	円 1,403	円 1,403	円 2,555	円 2,806	円 3,958
	70平方メートル以上 100平方メートル未満	921	1,183	1,183	2,104	2,366	3,287
	50平方メートル以上70平方メートル未満	691	942	942	1,633	1,884	2,575

7 前各項に掲げる公民館以外の公民館の使用料

種別	利用時間	利用時間								
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで			
研修室 又は 会議室	100平方メートル以上	3時間未満の場合	円 1時間につき 384	4時間未満の場合	円 1時間につき 350	3時間未満の場合	円 1時間につき 467	円 2,555	円 2,806	円 3,958
		3時間の場合	1,152	4時間の場合	1,403	3時間の場合	1,403			
	70平方メートル以上 100平方メートル未満	3時間未満の場合	1時間につき 307	4時間未満の場合	1時間につき 295	3時間未満の場合	1時間につき 394	円 2,104	円 2,366	円 3,287
3時間の場合		921	4時間の場合	1,183	3時間の場合	1,183				
50平方メートル以上70平方メートル未満	3時間未満の場合	1時間につき 230	4時間未満の場合	1時間につき 235	3時間未満の場合	1時間につき 314	円 1,633	円 1,884	円 2,575	
	3時間の場合	691	4時間の場合	942	3時間の場合	942				

現行								改正後(案)										
	50平方メートル未満	471	586	586	1,057	1,172	1,643		50平方メートル未満	3時間未満の場合	1時間につき 157	4時間未満の場合	1時間につき 146	3時間未満の場合	1時間につき 195	1,057	1,172	1,643
										3時間の場合	471	4時間の場合	586	3時間の場合	586			
講堂	200平方メートル以上	2,095	2,797	2,797	4,892	5,594	7,689		200平方メートル以上	3時間未満の場合	1時間につき 698	4時間未満の場合	1時間につき 699	3時間未満の場合	1時間につき 932	4,892	5,594	7,689
										3時間の場合	2,095	4時間の場合	2,797	3時間の場合	2,797			
	150平方メートル以上 200平方メートル未満	1,728	2,315	2,315	4,043	4,630	6,358		150平方メートル以上 200平方メートル未満	3時間未満の場合	1時間につき 576	4時間未満の場合	1時間につき 578	3時間未満の場合	1時間につき 771	4,043	4,630	6,358
										3時間の場合	1,728	4時間の場合	2,315	3時間の場合	2,315			
	150平方メートル未満	1,361	1,833	1,833	3,194	3,666	5,027		150平方メートル未満	3時間未満の場合	1時間につき 453	4時間未満の場合	1時間につき 458	3時間未満の場合	1時間につき 611	3,194	3,666	5,027
										3時間の場合	1,361	4時間の場合	1,833	3時間の場合	1,833			
視聴覚室	100平方メートル以上	2,147	2,870	2,870	5,017	5,740	7,887		100平方メートル以上	3時間未満の場合	1時間につき 715	4時間未満の場合	1時間につき 717	3時間未満の場合	1時間につき 956	5,017	5,740	7,887
										3時間の場合	2,147	4時間の場合	2,870	3時間の場合	2,870			
	100平方メートル未満	1,079	1,393	1,393	2,472	2,786	3,865		100平方メートル未満	3時間未満の場合	1時間につき 359	4時間未満の場合	1時間につき 348	3時間未満の場合	1時間につき 464	2,472	2,786	3,865
										3時間の場合	1,079	4時間の場合	1,393	3時間の場合	1,393			
和室	50平方メートル以上	691	953	953	1,644	1,906	2,597		50平方メートル以上	3時間未満の場合	1時間につき 230	4時間未満の場合	1時間につき 238	3時間未満の場合	1時間につき 317	1,644	1,906	2,597
										3時間の場合	691	4時間の場合	953	3時間の場合	953			

現行								改正後(案)									
	30平方メートル以上50平方メートル未満	586	712	712	1,298	1,424	2,010	30平方メートル以上50平方メートル未満の場合	3時間未満の場合	1時間につき 195	4時間未満の場合	1時間につき 178	3時間未満の場合	1時間につき 237	1,298	1,424	2,010
		30平方メートル未満	314	429	429	743	858		1,172	3時間未満の場合	586	4時間未満の場合	712	3時間未満の場合			
調理実習室	50平方メートル以上	1,005	1,340	1,340	2,345	2,680	3,685	50平方メートル以上	3時間未満の場合	1時間につき 335	4時間未満の場合	1時間につき 335	3時間未満の場合	1時間につき 446	2,345	2,680	3,685
		50平方メートル未満	366	481	481	847	962		1,328	3時間未満の場合	1,005	4時間未満の場合	1,340	3時間未満の場合			
									3時間未満の場合	122	4時間未満の場合	120	3時間未満の場合	160			
									3時間未満の場合	366	4時間未満の場合	481	3時間未満の場合	481			

## 備考

- 1 ガスを使用する場合は、その実費を徴収する。
- 2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。
- 3 利用時間を超過して利用する場合の使用料は、教育委員会規則で定める。
- 4 附属設備の使用料は、教育委員会規則で定める。

別表第2(第13条関係)

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

## 備考

- 1 ガスを使用する場合は、その実費を徴収する。
- 2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。
- 3 利用時間を超過して利用する場合の使用料は、教育委員会規則で定める。
- 4 附属設備の使用料は、教育委員会規則で定める。

別表第2(第13条関係)

現行							改正後(案)											
北公民館の利用に係る基準額							北公民館の利用に係る基準額											
種別	利用時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで		午後6時から午後9時まで		午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで				
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
研修室	1	3時間未満の場合	691	942	942	1,633	1,884	2,575	1時間につき	230	4時間未満の場合	235	3時間未満の場合	314	1,633	1,884	2,575	
									3時間の場合	691	4時間の場合	942	3時間の場合	942				
		2	3時間未満の場合	691	942	942	1,633	1,884	2,575	1時間につき	230	4時間未満の場合	235	3時間の場合	314	1,633	1,884	2,575
	3時間の場合									691	4時間の場合	942	3時間の場合	942				
	3		3時間未満の場合	691	942	942	1,633	1,884	2,575	1時間につき	230	4時間未満の場合	235	3時間未満の場合	314	1,633	1,884	2,575
		3時間の場合								691	4時間の場合	942	3時間の場合	942				
		会議室	1	3時間未満の場合	471	586	586	1,057	1,172	1,643	1時間につき	157	4時間未満の場合	146	3時間未満の場合	195	1,057	1,172
	3時間の場合										471	4時間の場合	586	3時間の場合	586			
	2			3時間未満の場合	471	586	586	1,057	1,172	1,643	1時間につき	157	4時間未満の場合	146	3時間未満の場合	195	1,057	1,172
3時間の場合			471								4時間の場合	586	3時間の場合	586				
3			3時間未満の場合	471	586	586	1,057	1,172	1,643	1時間につき	157	4時間未満の場合	146	3時間未満の場合	195	1,057	1,172	1,643
	3時間の場合									471	4時間の場合	586	3時間の場合	586				



【参考】各公民館の利用状況（令和元年度）

施設名	利用率	利用者数
中央公民館	36.06%	69,397人
東公民館	43.73%	79,297人
西公民館	29.93%	24,832人
南公民館	24.58%	17,207人
北公民館	54.22%	61,263人
滑石公民館	40.99%	36,289人
香焼公民館	10.66%	16,907人
外海公民館	13.65%	5,708人
三和公民館	13.04%	18,992人
戸石地区公民館	4.70%	2,327人
日見地区公民館	25.35%	17,852人
茂木地区公民館	20.38%	10,747人
大浦地区公民館	45.13%	8,611人
福田地区公民館	21.62%	6,161人
三重地区公民館	9.88%	9,313人
野母崎樺島地区公民館	9.51%	3,915人
高浜地区公民館	12.79%	6,683人
野母地区公民館	10.96%	7,200人
脇岬地区公民館	12.71%	6,395人
黒崎地区公民館	10.89%	3,121人
出津地区公民館	3.52%	3,375人
川原地区公民館	4.27%	1,405人
為石地区公民館	4.16%	2,747人

※利用者数は図書室利用を除く